再応募をご検討の管理組合さまへの注意事項

Q. 当初募集用の「積立申込書兼送付先指定依頼書」を用いて、追加の募集期間中に応募することはできますか。

A. 追加募集に対応した「積立申込書兼送付先指定依頼書」をお使いいただくようお願いします。
当初募集用の様式でお申込みいただいた場合に、内容の照合等にお時間をいただくことになり、結果として完了までにお時間を要する可能性があります。
追加募集用のご案内・書式は、住宅金融支援機構ホームページに掲載しております（又は同ホームページの請求フォーム等を通じてご請求できます）。

Q. 当初募集期間に応募した管理組合が、再度追加募集期間に応募することができますか。

A. 当初応募分を辞退していただいた後、追加募集分で改めて応募することが可能です。
その場合は、口数の変更も含めて、追加募集分として新たにお申込みいただくことができます。
当初応募分を辞退する場合は、住宅債券事務センター（※）にご連絡ください。
※住宅債券事務センター　03－5800－9479

（例）
・当初募集で 50 口を申し込んだが、60 口に増やしたい場合：
当初の 50 口を辞退したうえで、追加募集期間に 60 口で再度応募していただくことは可能です。
・当初募集で 50 口を申し込んだうえで、そのまま生かしつつ、追加募集期間に 10 口だけ追加で申し込みたい場合：
同じ年度に複数の応募を行うことになるため、承ることはできません。

（参考）同一年度内の応募は1回に限られますので、当初募集と追加募集の両方に、別々の応募を行うことはできません。

Q. 当初応募分を辞退し、改めて追加募集期間に応募する場合、当初応募時の提出書類を使い回すことはできますか。

A. 当初応募時に提出した書類を使い回すことはできません。追加応募される際は、改めて書類をご準備ください。

Q. 既に令和8年度当初募集で応募済の管理組合が追加募集期間に当初応募分の口数を変更することはできますか。【直前の Q&A も参照してください。】
A. 当初応募分を辞退していただいた後、追加募集分で変更を希望する口数で応募することが可能です。当初応募分を辞退する場合は、住宅債券事務センター(※)にご連絡ください。 ※住宅債券事務センター　03－5800－9479

Q. 既に令和8年度当初募集で応募済の管理組合が管理計画認定等の取得により利率上乗せの要件を満たした場合、追加募集期間に当初応募分の商品種類を変更することができますか。
A. 当初応募分を辞退していただいた後、変更を希望する商品の種類で応募することが可能です。当初応募分を辞退する場合は、住宅債券事務センター(※)にご連絡ください。 ※住宅債券事務センター　03－5800－9479

Q. 既に当初応募分の積立用書類が手元に届いています。当初応募分を辞退し、改めて追加募集期間に応募する場合、手元に届いている積立用書類はどのように扱えばよいでしょうか。
A. 当初応募分の積立用書類は使用しないでください。追加募集期間の応募内容に基づき、改めて積立用書類をお送りします。